

LS 後期転入

受験番号

2011 年度 甲南大学法科大学院入学試験問題

## 憲法・民法・刑法

(180分)

### 受験についての注意

1. 試験開始の合図があるまで問題冊子を開いてはならない。
2. 問題は5ページまでである。印刷不鮮明、汚損等があれば申し出ること。
3. 解答用紙は憲法、民法、刑法各1枚である。解答用紙には裏面もあるので注意すること。
4. 解答は、該当する科目の解答用紙を使用すること。解答用紙を誤った場合、その答案は無効となる。
5. 答案は、横書きとする。
6. 答案は、実線内の番号に従って書き進めること。
7. 答案は、黒ボールペンまたは黒インクの万年筆で記入すること。これら以外で記入された答案は、無効となる。
8. 答案を訂正するときは、訂正部分が数行にわたる場合は斜線で、1行の場合には横線で消して、その次に書き直すこと。
9. 下書きには、問題冊子の余白を適宜利用すること。
10. 問題冊子は必ず持ち帰ること。

## 専門論文試験 憲法

次の事例を読んで、下記の設問に答えなさい。

## 〔事例〕

Xらは、「〇〇新空港反対全国総決起集会」（以下「本件集会」）を開催することを企画し、その会場として市立Y市民会館（以下、「本件会館」）ホールを使用すべく、Y市長に対し、市立Y市民会館使用条例（以下、「本件条例」）に基づき、使用団体名を「××実行委員会」、集会予定人員を300名として本件会館の使用許可申請をした（以下、「本件申請」）。「××実行委員会」は、A、B、Cの3つの団体からなるが、実質的な集会の主体はCであった。Cは、「〇〇新空港反対闘争」の名のもとに、これを実力阻止する闘争方針を打ち出し、デモ行進、集会等の合法的活動にとどまらず、違法な実力行使を行ってきている。Xは、Cの正式な構成員ではないが、Cの主催するデモ行進やピラの配付活動にも参加していた。

本件会館はH電鉄I駅前ターミナルの一角に位置し、付近は道路を隔てて約250店舗の商店街があり、市内最大の繁華街を形成している。また、本件会館ホールの定員は816名（補助席を含めても1028名）であり、定員を超える集会等については、安全管理の面等から使用を許可しない方針がとられていた。

本件申請に対し、Y市長は、種々の調査結果に基づき、次のように本件条例7条一号及び三号に該当するとの理由で、申請を不許可とする旨の処分をした。第一に、本件集会の主体とみられるCは、連続爆破事件を起こすなどの過激な活動組織であって、このような組織に本件会館を使用させることは公共の福祉に反するものであること、第二に、本件申請上の集会予定人員は300名となっているが、本件集会は全国規模の集会であって、この予定人員の信ぴょう性は疑わしく、本件会館ホールの定員との関係で問題があること、第三に、Cは従来から他の団体と対立抗争中で、他の団体の主催する集会へ乱入する事件を起こしているという状況からみて本件集会においても対立団体が介入するなどして、本件会館のみならず同会館付近一帯が大混乱に陥るおそれがあること、これらの事実から本件は本件条例7条一号及び三号に該当すると判断されること、である。

Xらは、本件会館ホールの使用が許可されなかったため、会場を本件会館から5キロほど離れた海浜に変更して本件集会を開催したところ、同所は交通の便が悪く、一般市民の参加が減少したと考えられるにもかかわらず、約1000名の参加があり、かつ、平穏に行われた。

Xらは、本件不許可処分の違法を理由として、Y市を相手に国家賠償請求訴訟を提起した。

〔設問1〕 Xは、どのような憲法上の権利を制限されたのか。なぜ、そのように言えるのか。

〔設問2〕 上記事例と類似する現実の事件について、最高裁はどのように判断したか、まとめなさい。

〔設問3〕 上記事例において、Xはどのような憲法上の主張をすることが考えられるか、述べなさい。

## 【参考資料1】 市立Y市民会館使用条例

## (使用の許可)

第7条 市民会館を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しない。

- (1) 公の秩序をみだすおそれがある場合。
- (2) 建物又は附属設備その他器具等(以下「建物等」という。)を汚損、破損又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (3) その他会館の管理上支障があると認められる場合。

- 2 市長は、使用を許可する場合において、必要と認めるときは、条件を付けることができる。

【参考資料2】 地方自治法

(公の施設)

第244条 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもつてその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。

- 2 普通地方公共団体（…略…）は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。
- 3 普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。

## 専門論文試験 民法

### 〔事例〕

- 1 Aは、Bに対し、1000万円の貸金債権（本件債権）を有していた。Aは、平成23年7月1日、Cに対し本件債権を譲渡し、確定日付ある債権譲渡通知が7月3日にBに到達した。
- 2 他方、Aは、7月2日、Dに対しても本件債権を譲渡し、確定日付ある債権譲渡通知が7月3日にBに到達した。
- 3 B方では、郵便配達が午前10時ころと午後3時ころにされる。

### 〔設問1〕

Cに対する債権譲渡通知も、Dに対する債権譲渡通知も、確定日付は7月2日付であり、いずれも7月3日午後3時ころの郵便で配達された。DがBに対し1000万円の支払を請求した場合、Bは1000万円を弁済供託できるか。

### 〔設問2〕

Cに対する債権譲渡通知の確定日付は7月1日付であり、Dに対する債権譲渡通知の確定日付は7月2日付であった。Cに対する債権譲渡通知も、Dに対する債権譲渡通知も、7月3日午後3時ころの郵便で配達された。DがBに対し1000万円の支払を請求した場合、Bはこれを拒絶できるか。

### 〔設問3〕

Cに対する債権譲渡通知の確定日付は7月1日付であり、Dに対する債権譲渡通知の確定日付は7月2日付であった。Cに対する債権譲渡通知が7月3日午後3時ころの郵便で配達され、Dに対する債権譲渡通知が同日午前10時ころの郵便で配達された。CがBに対し1000万円の支払を請求した場合、Bはこれを拒絶できるか。

## 専門論文試験 刑法

【設問】以下の【事例】に基づき、甲および乙の罪責について、具体的な事実を摘示しつつ論じなさい（特別法違反の点を除く）。

### 【事例】

- (1) 甲は、A(当時 47 歳)が神戸市 a 区所在の F ビル等で「GH 店」等の名称で個室マッサージ等を実質的に経営する X グループの従業員で、店等の統括責任者として他の従業員の指導管理等の業務に従事していた。甲は、平成 14 年 2 月頃から、当時 A が経営していた風俗店で働き始め、同年秋ころには、大学を中退して同店の仕事に専念するようになり、以後、ホステスの募集・教育、男子従業員の教育等現場での仕事を中心に働いて、A が神戸地区、大阪地区に多数の風俗店を有する X グループを築くのにも貢献した。これにより、甲は、本件当時には神戸地区の統括責任者としてグループ内で A に次ぐ立場にあり、登記簿上は、有限会社 G 及び有限会社 J の代表取締役となって、神戸地区の風俗店 8 店舗を管理していた。X グループでは、実質的経営者である A を「会長」と呼ぶとともに、甲を「社長」と呼んでいた。
- (2) A は、X グループのオーナーであり実質上の経営者として強力なリーダーシップを発揮し、甲を含めた全従業員は、A の決めたことには逆らうことができないという絶対服従の関係にあり、気に入らないことがあると、暴力をふるって激しく叱責するなどしていた。甲は、同グループ内で A に次ぐ立場にありながら、思うように A が仕事を任せてくれず、また、度々叱責されることにストレスを感じていたところ、平成 20 年 12 月頃からは、X の従業員で平成 20 年 8 月から会長秘書となる一方、A に強いられるままその愛人となった E から、A の愚痴や文句、裏話などを聞かされるようになり、次第に A に対し批判的な気持ちを強めるとともに、甲からも E に A の文句や愚痴を言うようになっていった。そして、平成 21 年夏頃、甲は E から、A は甲を X グループの 2 代目にする気はないなどと聞かされたことから、自分が A に利用されてきたとの思いを抱き、A 殺害の気持ちを強めていった。
- (3) 甲は、自身が X グループ内で A に次ぐ立場にあったことから、A を殺害し、同人が所有する財物および A が経営する全 11 会社・全 14 店舗の什器備品・従業員等を利用して同店舗等を営業し、その売上金を収受するほか、裏金が流れるシステムを利用するなどしようと考えた。そのうえで、日ごろから A の愚痴や文句を言い A に少なからず恨みを抱いていた従業員乙に、その目的を報せず、ただ「この際、従業員を叱責する A を徹底的に痛めつけてやろう」と持ちかけた。乙は、いつも A から叱責を受け、A が最近仕事は任せてくれないことに強い不満を持っていたことから、この機会に A を殴打して日ごろの鬱憤を晴らそうと考え、甲の誘いに乗った。
- (4) 平成 21 年 9 月 14 日、甲と乙は A 宅に出かけた。応接間で A と口論になると、甲は刃渡り約 20 センチメートルの包丁を A に突きつけ、乙もボウガンに矢をつがえて A に突き付け、無

理やり A を椅子に座らせた。甲が A の後ろ手に手錠をかけると、乙は「この野郎。いつも人をこきつかいやがって。」と言って A の顔面を殴打した。すると、甲は包丁を利き手の右腕に構え、刃を前に向けながら、A の胸部および腹部をめがけて力任せに突き刺した。乙は驚いて、「何で刺すんだ。死んだらどうする。」と甲をなじったが、甲はこれを無視してさらに突き刺し、A を心臓・胸部大動脈等刺創により失血死させた。

以上